

まきのはらし

男性労働者の

育児休暇 取得奨励金

守りたい家族がいる
あなたにいま知ってほしい

男性労働者に育児休業を取得させた
市内中小企業などに対し、奨励金を交付します！

交付
金額

1企業につき

50,000円

(1年度に1回限り)

対
象

1. 市内に主たる事業所を有すること
2. 雇用保険の適用事業主であること
3. 労働協約または就業規則により育児休業制度を設けていること
4. 法令の規定を遵守し、適切な労務管理を行っていること
5. 雇用する男性労働者が、その養育する子が満1歳に達するまでに通算5日（勤務を要しない日を除く）以上の育児休暇を取得していること
6. 5の育児休業終了後、当該男性労働者の雇用が3ヶ月以上継続していること

交付
申請

1. 交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
2. 雇用保険適用事業所設置届等雇用保険適用事業主であることが確認できるものの写し
3. 母子健康手帳等育児休業に係る子の出生の事実を確認できるものの写し
4. 対象となる男性労働者の育児休業申出書の写し
5. 対象となる男性労働者の出勤簿等育児休業取得状況及び雇用継続状況を確認できるものの写し
6. その他市長が必要と認めるもの

期限

上記条件を満たした日の翌日から起算して3ヶ月以内
または当該年度の3月末（閉庁日を除く）のいずれか早い日まで

お問合せ

牧之原市 産業経済部 商工企業課 商工振興係

☎ 0548-53-2647

www.city.makinohara.shizuoka.jp

詳細はホームページでも
ご確認いただけます▶

www.city.makinohara.shizuoka.jp/soshiki/39/53615.html

